

米沢市立病院医師奨学資金貸付制度に関するQ&A

募集・申込みに関すること

Q：大学の試験にまだ合格していないのですが、申込みできますか？

A：大学の入学試験の可否に関わらず、米沢市立病院の医師を目指している方は申込み可能です。ただし、入学試験に不合格の場合は、貸付予定者に内定していても4月以降の貸付金の申請手続はできません。貸付予定者から除外されます。

Q：大学に在学中ですが、申込みができますか？

A：在学中でも申込み可能です。

Q：米沢市外に在住していますが、申込みは可能ですか？

A：居住地や住民票での制限はありませんのでお申し込み可能です。

Q：家庭の経済的な事情により、進学するために他の奨学金も借りる予定ですが、その場合でも申込みはできますか？

A：日本学生支援機構などの奨学金と米沢市立病院の奨学資金を併用することは可能です。ただし、当病院の奨学資金と同様の大学卒業後に制約を受ける奨学金等を借りている方はお申し込みできません。（卒業後に当病院に勤務することについて問題がない場合はその限りではありません。）
また、当病院の奨学資金の貸付予定者に内定した後に、同様に就職等で制約を受ける奨学金等を借りることもできません。

Q：山形県の医師修学資金と重複して貸付けを受ける事は可能ですか？

A：重複して貸付けを受ける事は可能です。また、返還免除の条件も満たせば債務が免除されます。

Q：他の病院の医師奨学金の申込みも考えていますが、その場合でも申込み可能ですか？

A：申込みは可能です。

ただし、面接時に他の病院の奨学金も申請しているかを確認しますので、米沢市立病院の奨学資金の優先順位について正直にお答えください。

Q：後日に行われる面接日にどうしても都合が合わない場合、面接日を別に設定していただくことは可能ですか？

A：面接日にお越しいただくことが原則ですが、ご相談ください。

奨学資金の制度に関すること

Q：奨学資金を借りられれば、米沢市立病院に医師として勤務できるということですか？

A：奨学資金を貸付けするからといって、採用を確約しているものではありません。

米沢市立病院が実施する医師の採用試験を受験して合格するとともに、医師の国家試験に合格することが条件になります。米沢市立病院に勤務されなかった場合は奨学資金を返還

していただきます。

Q：奨学資金の貸付けを受けた期間、米沢市立病院に勤務すれば返還の免除があるという規定で、臨床研修医師として勤務した期間もその期間に含まれますか。

A：臨床研修医師として勤務した期間も含みます。

Q：他病院に勤務し、派遣医師として米沢市立病院に勤務した場合でも、奨学資金の返還を免除される期間算定の期間に含まれますか？

A：返還免除の対象になりません。米沢市立病院に常勤の医師として勤務することが免除の条件になります。

Q：修学資金の貸付けを受けた期間に達する勤務期間は、連続したものでなければなりません。例えば米沢市立病院に勤務後、他の医療機関で資格等を取るような場合は一旦中断も可能ですか。

A：米沢市立病院が特に認める場合は中断も可能ですのでご相談ください。

Q：奨学資金を借りた場合で、米沢市立病院の医師の採用試験には合格したものの、医師の国家試験に不合格になった場合はどうなるのですか。

A：米沢市立病院での採用（内定）は取り消しになりますが、大学を卒業後2年以内であれば奨学資金の返還を猶予することも可能です。次年度の採用試験に合格し、医師の国家試験も合格した上で規定の期間以上米沢市立病院に勤務すれば奨学資金の返還は免除されます。

Q：奨学資金を借りても、返還すれば米沢市立病院に勤務しなくてもいいのですか？

A：そのとおりですが、当院に勤務する意志があることを条件に貸付けを行う制度ですので、原則的にお申込みは約束を守れる方のみでお願いいたします。